

固定資産税の減額措置制度のお知らせ

申告・問い合わせ先 税務課資産税係 ☎72-2111(内線122、123)

◆新築された長期優良住宅に係る 固定資産税の減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日施行）から平成24年3月31日の間に新築された認定長期優良住宅については、通常の新築軽減（3年間もしくは5年間）に代わり、以下の減額措置が適用されます。

■対象家屋

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅であること。
- ・床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下であること。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

○認定長期優良住宅とは？

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（耐久性・可変性・維持管理の容易性）に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

■減額内容

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率（該当家屋のみ）
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の2分の1（60㎡に相当する税額）

■減額される期間

一般の住宅（平屋・2階建住宅等）	新築後5年度分
3階以上の中高層耐火住宅等（マンション等）	新築後7年度分

■申告方法

当該家屋が新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日に属する年（通常は建築完了年の翌年）の**1月31日**までに、下記の必要な書類を添付して申告してください。平成23年度新築分については、**平成24年1月31日（火）**までに申告をお願いします。

■必要な書類

- ①長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申請書
- ②認定長期優良住宅である旨を証明する書類（認定通知書の写しなど）

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅特例の減額措置と同時に受けることができません。

◆住宅のバリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額措置

平成19年4月1日から平成25年3月31日の間に、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・次のいずれかの人が居住する既存住宅（賃貸住宅を除く）であること。
 - ①65歳以上の人
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている人
 - ③身体障害者
- ・平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の占有部分を含む。
- ・併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。

■対象工事

次の工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの。

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

■減額内容

改修工事完了時の翌年度のみ、当該家屋の固定資産税額の3分の1を減額します。（1戸当たり100㎡相当分までを減額。1戸について、この減額措置の適用は1回限りです。）

■申告方法

改修工事が完了した日から**3か月以内**に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ①バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書
 - ②納税義務者の住民票の写し
 - ③居住者要件を確認できる書類の写し（住民票・介護保険の被保険者証・身体障害者手帳等）
 - ④改修工事明細書の写し（工事内容や費用が確認できるもの）
 - ⑤改修工事箇所の図面、写真（改修前と改修後）
 - ⑥領収書の写し
 - ⑦その他、補助金などを受けた場合は、交付決定を確認できる書類の写し
- ※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替できます。
- ※工事内容等の確認は、書類のほか必要に応じて現地確認を行います。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅や耐震改修の減額措置と同時に受けることができません。ただし、省エネ改修工事減額措置とは、同時に適用できます。

各種減額措置の固定資産税減額申請書はこちらから

各減額措置の固定資産税減額申請書は、税務課資産税係(4番)窓口で配布しています。

また、**市ホームページ**(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)からもダウンロードできます。

市ホームページ→お役立ち→申請書ダウンロード→税→固定資産税の順にクリックしてください。

◆住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）であること。
- ・マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

■減額要件 次の要件をすべて満たす工事であること。

①次のイの工事、またはイと併せて行うロ～ニの工事であること。

イ 窓の断熱改修工事（この工事は必須です。）

ロ 床の断熱改修工事

ハ 天井の断熱改修工事

ニ 壁の断熱改修工事

②改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること。

③省エネ改修工事に要した費用の合計が、30万円以上であること。

■減額内容

改修工事完了時の翌年度のみ、当該家屋の固定資産税額の3分の1を減額します。（1戸当たり120㎡相当分までを減額。1戸について、この減額措置の適用は1回限りです。）

■申告方法

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ①省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申請書
- ②納税義務者の住民票の写し
- ③建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する熱損失防止改修工事証明書
※必要に応じて、工事内容などが確認できる書類を提出してもらう場合があります。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅や耐震改修の減額措置と同時に受けることができません。ただし、バリアフリー改修工事減額措置とは、同時に適用できます。

◆耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、以下の要件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

■減額要件 以下の要件をすべて満たす工事であること。

①改修後の住宅が現行の耐震基準に適合すること。

②当該耐震改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること。

■必要な書類

- ①耐震改修工事に伴う固定資産税減額申請書
- ②現行の耐震基準に適合していることの証明（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書）
- ③耐震改修に要した費用を証明できる書類（領収書の写し）

※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

■減額内容

改修工事完了の時期	減額の期間	減額の割合	対象床面積
平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間	改修工事完了時の翌年度から3年度分	1/2	1戸あたり120㎡相当分まで
平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間	改修工事完了時の翌年度から2年度分		
平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間	改修工事完了時の翌年度分（1年度分）のみ		

※減額の適用は、改修工事が完了した年の翌年度分からになります。

■申告方法

改修工事が完了した日から3か月以内に、左記の必要な書類を添付して申告してください。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、バリアフリー改修、省エネ改修の減額措置と同時に受けることができません。

新築・増築、解体のお届けはお済みですか？

以下に当てはまる場合、平成24年度固定資産税に係る調査が必要となります。

税務課資産税係までご連絡ください。

①平成23年1月2日～平成24年1月1日の間に、建物（住宅・倉庫・車庫・店舗など）を新築・増築した人。（既に連絡し、家屋調査済みのものは除きます）

②平成23年1月2日～平成24年1月1日の間に、建物（住宅・倉庫・車庫・店舗など）を取り壊した人。（滅失登記の手続き、または解体届出書の提出が済んだものは除きます）

償却資産の申告をお願いします

平成24年1月1日現在で、市内に事業用資産（償却資産）を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には12月中旬に書類を郵送していますので、期限内に申告をお願いします。また、該当資産がない場合や前年から増加・減少がない場合も備考欄に「資産なし」もしくは「増減なし」と記入してください。

※新規の方については、ご連絡いただければ書類を郵送します。

▼申告期限 1月31日（火）

東日本大震災により被災した家屋およびその敷地の用に供されていた土地の代替資産に係る固定資産税の特例について

東日本大震災により滅失、または損壊した家屋およびその敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）の所有者等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、当該被災家屋に代わる家屋を取得または改築した場合、または当該被災住宅用地に代わる土地を取得した場合には、申請により、固定資産税について一定の特例措置を受けることができます。詳しい内容や申請方法については、税務課資産税係までお尋ねください。

原子力災害による警戒区域内に所在する資産の代替資産に係る固定資産税の特例について

警戒区域設定日において、警戒区域内に所在した家屋およびその敷地の用に供されていた土地（対象区域内住宅用地）の所有者等が、警戒区域設定日～警戒区域設定解除から3か月（※）を経過した日までの間に、当該家屋および対象区域内住宅用地に代わるものとして家屋、土地を取得した場合には、申請により、一定の特例措置を受けることができます。

詳しい内容や申請方法については、税務課資産税係までお尋ねください。
※家屋を新築した場合は1年間

冷蔵倉庫を所有されている方は、税務課資産税係へご連絡ください！

固定資産評価基準別表第13非木造家屋経年減点補正率基準表7（2）「冷凍倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用のもの」へと改正されました。この改正によって、非木造冷蔵倉庫は減価年数が短縮されることになります。（平成21年4月1日総務省告示第225号）

■対象となる家屋の要件

1. 非木造（鉄筋コンクリート造・鉄骨造など木造以外のもの）の倉庫用家屋であること。
2. 家屋（倉庫）内の保管温度が、冷蔵設備によって常に摂氏10℃以下に保たれていること。
3. 家屋自体が冷蔵倉庫となっているもの（事務所など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、床面積の50%以上が冷蔵倉庫であること）。

■現地調査のご案内

要件に該当すると思われる家屋については、職員が現地調査に伺いますのでご連絡をお願いします。調査の際には、下記の書類をご準備ください。

ご準備いただいた書類、冷蔵庫内の温度や保管物品などを確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

もし書類をご準備できない場合は、ご連絡をいただく際に併せてお知らせください。

■準備していただく書類

- 平面図
- 運転記録簿（設備の稼働状況や保管設定温度などを記録したもの）
- 倉庫明細書および冷蔵施設明細書（その2）冷蔵室表（倉庫業者の登録がある場合）
- その他冷却、冷蔵設備の機能がわかる書類

■ご注意

- ・常温の倉庫内にユニット式冷蔵倉庫や業務用冷蔵庫を設置しているだけの場合は該当しません。
- ・冷蔵倉庫に該当しても、建築年が古い場合は評価額が変わらないことがあります。
- ・平成23年度中に調査を行い、平成24年度分の固定資産税から変更になります。

住宅用地継続申請について

既存の家屋（住宅）の所有者またはその家族により、賦課基準日（1月1日）において、住宅が建て替え中である土地については、申請により、1年度のみ継続して住宅用地の特例措置を受けることができます。

なお、住宅を解体した翌々年1月1日までに住宅が完成しなかった場合、または本申請と異なる建物であった場合は、翌年度以降固定資産税を追徴する場合があります。

詳しい内容や申請方法については、税務課資産税係までお尋ねください。

◎問い合わせ先

税務課資産税係（④番窓口）

☎72-2111 内線122(土地)・123(家屋・償却資産)
〒838-0198 小郡市小郡255番地1

ホームページ <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

※各種申請書は税務課資産税係（④番）窓口で配布しています。

市のホームページからもダウンロードできます

市ホームページ→お役立ち→申請書ダウンロード
→税→固定資産税の順にクリックしてください。